

計算書類に対する注記（上文殊児童クラブ拠点区分用）

1. 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）
定額法によっている。

② 無形固定資産（リース資産を除く）
定額法によっている。

③ リース資産

a) 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。

b) 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち平成25年3月31日（会計基準省令施行年度の前年度末）以前のものについては、通常の貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

(2) 引当金の計上基準

① 徴収不能引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債券等特定の債券については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上している。

② 賞与引当金

職員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に帰属する金額及び当該賞与に係る法定福利費（当法人の負担額に限る。）を計上している。

③ 退職給付引当金

a) 福井県民間社会福祉施設職員退職共済会に係る退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、期末退職金要支給額を計上している。

2. 採用する退職給付制度

当拠点が採用する退職給付制度は、独立行政法人福祉医療機構の社会福祉施設職員等退職手当共済制度及び福井県民間社会福祉施設職員退職共済会の退職手当共済制度を採用している。

3. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりになっている。

(1) 上文殊児童クラブ拠点計算書類

（会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式）

(2) 拠点区分事業活動明細書（別紙3（⑪））は省略している。

(3) 拠点区分資金収支明細書（別紙3（⑩））は省略している。

4. 基本財産の増減内容及び金額

該当なし

5. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助均等特別積立金の取崩し

該当なし

6. 担保に供している資産
該当なし
7. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
該当なし
8. 重要な偶発債務
該当なし
9. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項
該当なし